

## 山口市公金口座振替制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、口座振替（口座振替及び自動払込をいう。以下同じ。）による公金の納付制度を定めることにより、その納付手続を合理化し、納期内納付の促進を図り自主納付体制の確立を期することを目的とする。

(対象となる公金)

第2条 口座振替により納付することができる公金は、以下のとおりとする。

(1) 税等

固定資産税、都市計画税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、ただし、特別徴収分を除く。（以下「税等」という。）

(2) 使用料等

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料、保育園利用者負担額、児童クラブ保育料、幼稚園授業料、養護老人ホーム負担金、阿東簡易水道料金（以下「使用料等」という。）

(取扱金融機関)

第3条 公金の口座振替を取扱うことができる金融機関は、山口市指定金融機関及び山口市収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(対象者)

第4条 口座振替により納付することができる者は、取扱金融機関に預貯金口座（普通預貯金、当座預金、通常貯金、営農貯金、総合口座預金又は納税準備預金）を設けている納税者又は納入義務者（以下「納税者等」という。）で、当該取扱金融機関の同意を得た者とする。

(申込手続)

第5条 口座振替を希望する納税者等は、前条の預貯金口座から1口座を指定し、口座振替依頼書及び納付書送付依頼書又は納入書送付依頼書（以下「納付書送付依頼書等」という。）を取扱金融機関に提出し、申し込まなければならない。

2 取扱金融機関は前項の規定による依頼書を受けたときは、記載事項及び当該納税者等の預貯金口座を確認の上受理し、口座振替依頼書は当該取扱金融機関に保管し、納付書送付依頼書等は市長へ送付しなければならない。

(納税通知書、納入通知書の送付)

第6条 市長は、納税通知書又は納入通知書（以下「納税通知書等」という。）を直接納税者等へ送付しなければならない。

(磁気テープ等の送付)

第7条 市長は、磁気テープ等の送付にあたって、以下のものを(1)～(3)については振替日の6営業日前までに、(4)については振替日の4営業日前までに取扱金融機関

に送付しなければならない。

(1) 磁気テープ、フロッピーディスク、光磁気ディスク（以下総称して「電子媒体」という。）分

税等及び使用料等の内で電子媒体によるものについては、電子媒体の（正・副）及び口座振替送付件数・送付額票

(2) 税等の内で電子媒体分以外のもの

税等の内で電子媒体分以外（以下「手処理分」という。）については、口座振替納付書（追加分）、口座振替納付書（追加分）送付票及び口座振替結果報告書又は自動払込書

(3) 電子媒体分以外のもの

使用料等の内で電子媒体分以外のもの（以下「帳票分」という。）は口座振替納付者一覧表（以下「一覧表」という。）

(4) 税等及び使用料等の内でオンラインデータ伝送によるもの

口座振替データ

（振替日）

第8条 口座振替日は、原則として各納期日とする。

（振替納付手続）

第9条 取扱金融機関は、前条に規定する振替日に、納税者等が指定した預貯金口座から、次に掲げるものに記録もしくは記載された金額を払出し山口市財務規則の定めるところにより収納手続をするものとする。

(1) 電子媒体分

電子媒体

(2) 手処理分

口座振替納付書（追加分）

(3) 帳票分

一覧表

(4) オンラインデータ伝送分

口座振替データ

（収納通知書等の送付）

第10条 市長は、前条の振替手続終了後、納税者等からの申出により収納済通知書を送付するものとする。

（振替結果の報告）

第11条 取扱金融機関は、第9条の規定による納付手続終了後5営業日以内に次に掲げるもので結果報告をしなければならない。

(1) 電子媒体分

電子媒体、口座振替集計表又は自動払込総括表

(2) 手処理分

口座振替納付書（追加分）及び口座振替結果報告書又は自動払込総括表

(3) 帳票分

一覧表に口座振替領収書を添付したもの

(4) オンラインデータ伝送分

データ振替結果コード

(振替不能分の取扱)

第 12 条 取扱金融機関は、納税者等が指定した預貯金口座の預貯金不足等により振替不能分が生じたときは次に掲げるものを市長へ送付しなければならない。

(1) 電子媒体分

電子媒体、振替不能一覧表又は自動払込総括表

(2) 手処理分

口座振替納付書（追加分）に理由を付し、前条の規定により作成する口座振替結果報告書に所要事項を記入したもの又は自動払込総括表

(3) 帳票分

一覧表に理由を付したもの

(4) オンラインデータ伝送分

データ振替結果コード

2 前項の規定により振替不能分の送付を受けた場合は、市長は直ちに振替不能通知書を作成し、当該納税者等へ送付しなければならない。

(口座振替の取扱停止)

第 13 条 納税者等が口座振替による納付を停止するときは、口座振替停止届を取扱金融機関へ提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により口座振替停止届を受けたときは、1部を保管し、1部はその都度速やかに市長へ送付するものとする。

(電子媒体の仕様等)

第 14 条 電子媒体の仕様等については、指定金融機関と協議の上、定めるものとする。

(取扱手数料)

第 15 条 口座振替の取扱手数料については、指定金融機関と協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。